

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3672354号

(P3672354)

(45) 発行日 平成17年7月20日(2005.7.20)

(24) 登録日 平成17年4月28日(2005.4.28)

(51) Int. Cl.⁷

B 4 2 D 11/00

F I

B 4 2 D 11/00

E

請求項の数 4 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願平7-129070	(73) 特許権者	000110217
(22) 出願日	平成7年4月28日(1995.4.28)		トッパン・フォームズ株式会社
(65) 公開番号	特開平8-300852		東京都港区東新橋一丁目7番3号
(43) 公開日	平成8年11月19日(1996.11.19)	(74) 代理人	100077986
審査請求日	平成13年10月19日(2001.10.19)		弁理士 千葉 太一
		(72) 発明者	菊口 信幸
			東京都府中市住吉町2-23-17
		審査官	赤木 啓二
		(56) 参考文献	特開平08-090956(JP, A)
		(58) 調査した分野(Int. Cl. ⁷ , DB名)	B42D 1/00 - 15/08

(54) 【発明の名称】 配送票

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面に配送情報記入部を有する貼付票と、同じく表面に配送情報記入部を有する配達票兼受領票と、同じく表面に配送品名記入部を有する配送品名記入票とを、貼着シートの表面に接着剤で接着する一方、前記貼着シートの裏面における前記貼付票と前記配達票兼受領票とに対応する部分には粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆し、前記配達票兼受領票は前記貼着シートの対応部分に対して剥離可能に構成し、前記配送品名記入票は前記貼着シートの対応部分とともに分離可能に構成したことを特徴とする配送票。

【請求項2】

貼着シートに対する配達票兼受領票の剥離可能な構成は、接着面の少なくとも一方に接着剤遮蔽層を設けてなることを特徴とする請求項1記載の配送票。

【請求項3】

接着剤遮蔽層には、接着面の周縁の少なくとも対向する二辺に沿って間隔をおいて存する複数の非設置部分を形成するとともに、これら対向位置する非設置部分同士を前記二辺と平行な方向に相対的にずらして形成したことを特徴とする請求項2記載の配送票。

【請求項4】

表面に配送情報記入部を有する貼付票と、同じく表面に配送情報記入部を有する配達票兼受領票と、同じく表面に配送品名記入部を有する配送品名記入票とを、貼着シートの表面に接着剤で接着する一方、前記貼着シートの裏面における前記貼付票に対応する部分には粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆し、前記配達票兼受領票と前記配送品名記入票と

10

20

を前記貼着シートの対応部分とともに分離可能に構成したことを特徴とする配送票。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】

本発明は、例えば、通信販売等において商品を配送する際に使用する配送票に関するもので、必要な配送品を選択して包装箱に入れる際に使用する配送品名が記入される配送品名記入票を備えたものであり、より詳細には、配送品の包装箱に貼付する貼付票と、適宜剥離、あるいは分離して使用する配達票兼受領票と、配送品の包装箱に貼付する際に分離して使用する配送品名記入票とを、貼着シートの表面側に接着し、この貼着シートの前記貼付票に対応する部分の裏面、または前記貼付票と前記配達票兼受領票に対応する部分の裏面に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる配送票に関する。

10

【0002】

【従来技術】

従来、通信販売等において商品を配送する際には、申込用紙に記入された情報をOCR装置で読み取り、この読み取った情報に基づいて、配送伝票に配送情報を印字したうえ、包装箱に貼付する一方、前記読み取った情報に基づいて商品名等を別の注文用紙に印字し、この注文用紙の印字内容を見て配送すべき商品を選択し、配送伝票が貼られた包装箱内に収容するのが一般的なやり方である。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

20

このため従来にあっては、配送伝票に印字する作業とは別に、注文用紙に印字する必要があるため、この印字作業が二度手間となって煩雑であり、また、配送伝票と注文用紙との対応付けに際してミスを生じ易いという不都合があった。本発明はこのような不都合を解消した配送票を提供することを目的とする。

【0004】

【課題を解決するための手段】

上述した目的を達成するために本発明の配送票は、表面に配送情報記入部を有する貼付票と、同じく表面に配送情報記入部を有する配達票兼受領票と、同じく表面に配送品名記入部を有する配送品名記入票とを、貼着シートの表面に接着剤で接着する一方、前記貼着シートの裏面における前記貼付票と前記配達票兼受領票とに対応する部分には粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆し、前記配達票兼受領票は前記貼着シートの対応部分に対して剥離可能に構成し、前記配送品名記入票は前記貼着シートの対応部分とともに分離可能に構成したものである。

30

【0005】

また、上述の配送票における配達票兼受領票の貼着シートに対する剥離可能な構成は、接着面の少なくとも一方に、通常の印刷インキをベタ印刷する等の手段により接着剤遮蔽層を設けると好適である。

【0006】

加えて、上述した接着剤遮蔽層に、接着面の周縁の少なくとも対向する二辺に沿って間隔をおいて存する複数の非設置部分を形成するとともに、これら対向位置する非設置部分同士を前記二辺と平行な方向に相対的にずらして形成すると好適である。

40

【0007】

さらに、表面に配送情報記入部を有する貼付票と、同じく表面に配送情報記入部を有する配達票兼受領票と、同じく表面に配送品名記入部を有する配送品名記入票とを、貼着シートの表面に接着剤で接着する一方、前記貼着シートの裏面における前記貼付票に対応する部分には粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆し、前記配達票兼受領票と前記配送品名記入票とを前記貼着シートの対応部分とともに分離可能に構成してもよい。

【0008】

【作用】

貼付票と、配達票兼受領票と、配送品名記入票とを、貼着シートの表面に接着したので、

50

これら各票の表面に設けた配送情報記入部及び配送品名記入部に対して、同時に印字することができ、印字後には貼付票を配送品の包装箱に貼付する一方、配達票兼受領票は剥離または分離して使用し、配送品名記入票は分離して使用することができる。また、接着剤遮蔽層を設けることにより剥離可能な接着面の接着力の調整が容易となる。さらに、この接着剤遮蔽層に非設置部分を形成すると前記調整はより容易になり、これら非設置部分同士を辺に沿った方向に相対的にずらして形成すると、万一、端部が不用意に剥離した場合でも端部全体が同一幅で剥離することがない。

【0009】**【実施例】**

以下、本発明を会員制の通信販売における商品の配送に使用する配送票に適用した場合の好適な実施例について、添付図面に基づき詳細に説明する。ここにおいて、図1～図7は第1実施例を示し、図1は配送票の平面図、図2はそのA-A線断面図、図3は同じくB-B線断面図、図4は所定事項を記入した配送票の平面図、図5は貼付票と配達票兼受領票及び発店控票の組を配送品に貼着した状態を示す斜視図、図6は配達票兼受領票の裏面を示す平面図、図7は図5に示す貼付票と配達票兼受領票及び発店控票の組から配達票兼受領票及び発店控票を剥離した状態を示す平面図である。また、図8及び図9は第2実施例を示し、図8は配送票の平面図、図9はそのC-C線断面図である。さらに、図10は第3実施例を示す配送票の一部を破断した背面図である。

10

【0010】

まず、図1～図7に基づき第1実施例を説明する。図1～図3に示すように、配送票1は、貼着シート2の表面に、貼付票3と配達票兼受領票4と発店控票5とをスリット6,7で区画形成するとともに、配送品名記入票8を切り用ミシン目9で区画形成したシートを接着剤10で接着する一方、前記貼着シート2の裏面の前記貼付票3と前記配達票兼受領票4と前記発店控票5とに対応する部分には粘着剤11を塗布するとともに剥離紙12で被覆してなる。そして、前記切り用ミシン目9は貼着シート2にも及んでいる。なお、前記接着剤10は、通常の感圧性接着剤や感熱性接着剤を用いればよい。

20

【0011】

そして、配送票1の幅方向両側端には、それぞれ貼着シート2及び剥離紙12にまで及び移送孔13a,13bが設けられている。また、配達票兼受領票4のスリット7と切り用ミシン目9とが交差する右下隅部及び発店控票5の前記切り用ミシン目9に接する右下隅部には、それぞれスリット14,15が斜めに設けられ、三角形の切り取り部分を形成している。なお、図示してはいないが、配送票1は、天地方向に折り兼切り用ミシン目を境として多数接続された連続状態にある。

30

【0012】

図1に示すように、貼付票3の表面には、「荷札」という標題の下に、住所、電話番号、会員番号、氏名を記入する届先記入欄16、受付年月日記入欄17、伝票番号記入欄18からなる配送情報記入部が設けられるとともに、取扱会社の名称と電話番号からなる取扱会社表示19があらかじめ印刷されている。また、配達票兼受領票4の表面には、「配達票兼受領票」という標題の下に、伝票番号記入欄20、前記届先記入欄16と同一内容を記入する届先記入欄21、受領年月日記入欄22、受領印捺印欄23からなる配送情報記入部が設けられている。さらに、発店控票5の表面には、「発店控票」という標題の下に、前記届先記入欄16と同一内容を記入する届先記入欄24、受付年月日記入欄25、伝票番号記入欄26からなる配送情報記入部が設けられている。

40

【0013】

また、配送品名記入票8の表面には、「配送品名記入票」という標題の下に、届先記入欄16と同一内容を記入する届先記入欄27と、届先に配送すべき配送品の商品名、コード番号、個数を記入する配送品情報記入部たる配送品情報記入欄28が設けられている。

【0014】

一方、図2、図3及び図6で理解できるように、配達票兼受領票4と発店控票5の裏面である貼着シート2との接着面には、通常の印刷インキをベタ印刷して形成した接着剤遮蔽

50

層 29, 30 が設けられている。そして、前記配達票兼受領票 4 と前記発店控票 5 の剥離端となる切り用ミシン目 9 側を除いた三周縁に沿って、所定間隔をおいて並ぶベタ印刷を施さない四角形状の非設置部 31, 32 を設けている。したがって、前記各接着剤遮蔽層 29, 30 に対応する部分では接着剤 10 の接着力が弱化する一方、前記各非設置部 31, 32 対応部分の接着剤 10 は通常の接着力を維持する。

【0015】

また、図 2 及び図 7 で明らかなように、貼着シート 2 の配達票兼受領票 4 と発店控票 5 との接着面である表面にも、剥離端に対応する部分に接着剤遮蔽層 29, 30 と同様に形成した接着剤遮蔽層 33 を設けるとともに、宣伝文 34 を印刷して、これらに対応する部分での接着剤 10 の接着力を弱化させている。このように、接着剤遮蔽層 29, 30, 33 及び宣伝文 34 を設けることによって、接着剤 10 の接着力を調整し、前記配達票兼受領票 4 と前記発店控票 5 は前記貼着シート 2 に対して容易、かつ確実に剥離可能となる一方、非設置部 31, 32 の存在によって不用意な剥離を防止している。

10

【0016】

各接着剤遮蔽層 29, 30, 33 及び宣伝文 34 は、貼着シート 2 または配達票兼受領票 4 と発店控票 5 の接着面の一方にのみ接着剤 10 を塗布する場合には、接着剤 10 の非塗布面あるいは塗布した接着剤表面の少なくとも一方に設ければよく、前記接着面の双方に接着剤 10 を塗布する場合には、塗布した接着剤表面の双方に設ければよい。なお、接着剤遮蔽層 29, 30 を有色インキで形成すると、貼付票 3、配送品記入票 8 と配達票兼受領票 4、発店控票 5 との識別が容易となるほか、前記配達票兼受領票 4 と前記発店控票 5 の表面側からの透過を防止して貼着シート 2 の表面に設けた情報を視認しにくくし、また、前記配達票兼受領票 4 と前記発店控票 5 の表面に表示した情報が見易いという利点がある。この利点は、特に前記配達票兼受領票 4 と前記発店控票 5 が透過性を有する場合に有効である。

20

【0017】

本実施例は以上のように構成したので、移送孔 13a, 13b を利用して連続状態にある配送票 1 を移送しながら、適宜なノンインパクトプリンタにより、図 4 に示すように、各届先記入欄 16, 21, 24, 27 には会員番号を含む所定の届先情報 35, 36, 37, 38 を印字し、受付年月日記入欄 17, 25 には受付年月日 39, 40 を印字し、各伝票番号記入欄 18, 20, 26 には所定の伝票番号 41, 42, 43 を印字し、配送品情報記入欄 28 には所定の商品名 44 とコード番号 45 と個数 46 を印字したうえ、単片化すると使用可能状態となる。

30

【0018】

したがって、図 5 に示すように、配送品名記入票 8 を切り用ミシン目 9 で切り離して包装箱 50 内に投入する一方、貼着シート 2 の裏面に設けた剥離紙 12 を一端側から捲り上げれば、粘着剤 11 が露出し、貼着シート 2 とともに貼付票 3、配達票兼受領票 4、発店控票 5 を前記包装箱 50 に貼付することができる。そして、包装箱 50 内の配送品名記入票 8 の配送品情報記入欄 28 に印字された商品名 44、コード番号 45、個数 46 を見て、必要な商品を選択し、前記包装箱 50 内に収納したうえ、前記配送品名記入票 8 は取り出して保管する。なお、前記配送品名記入票 8 をあらかじめ分離せずに、貼着シート 2 を前記包装箱 50 に貼付し、商品はこの包装箱 50 内に収納した後、切り用ミシン目 9 を破断して前記配送品名記入票 8 を分離してもよい。

40

【0019】

一方、配達票兼受領票 4 と発店控票 5 は、それぞれ右下隅部から捲り上げると、この部分には接着剤遮蔽層 29, 30, 33 が対応位置しているので容易、かつ円滑に貼着シート 2 から剥離できる。この際、配達票兼受領票 4 と発店控票 5 の右下隅部にはスリット 14, 15 によって切り取り部分を形成したので、この切り取り部分に指を掛けることによって、剥離動作はより容易、かつ円滑なものとなる。剥離した配達票兼受領票 4 は、通常の配達票兼受領票と同様に、表示された配送情報に基づく配送業務に用いられ、また、配送品の届け先において、受領印捺印欄 23 に受領印を捺印してもらい受領票としても機能す

50

る。また、発店控票 5 は、通常の発店控票と同様に、配送品の発店で保管して配送業務の管理を行うことができる。さらに、貼付票 3 は、貼着シート 2 とともに配送品の包装箱 5 0 に確実に接着された状態を維持する。

【 0 0 2 0 】

次に、第 2 実施例を図 8 及び図 9 に基づいて説明する。本実施例の配送票 6 1 が上述した第 1 実施例と相違するのは、発店控票が存在しないことと、貼付票 6 3 に対応する貼着シート 6 2 の部分にのみ粘着剤 6 5 を塗布して剥離紙 6 6 で被覆し、貼付票 6 3 と配達票兼受領票 6 4 とは切り用ミシン目 6 7 により区画形成し、スリット 1 4 を設けなかった点である。なお、発店控票が存在しないので、配送品名記入票 6 8 は天地方向が短くなっているほか、受付年月日記入欄 6 9 と伝票番号記入欄 7 0 とが設けられて、控票としても機能し得るよう構成されている。その他の構成については、第 1 実施例と同様であるから、対応する構成要素に同一符号を付するに止め、詳細な説明は省略する。

10

【 0 0 2 1 】

本実施例においては、貼付票 6 3 のみが配送品の包装箱（図示せず、図 5 参照）に貼着シート 6 2 とともに貼付されることになり、配達票兼受領票 6 4 と配送品名記入票 6 8 とは、剥離紙 6 6 を剥離して露出した粘着剤 6 5 により貼着シート 6 2 の貼付票 6 3 対応部分を配送品の包装箱に貼付する前、あるいは貼付した後において、各切り用ミシン目 9 , 6 7 から分離することができる。また、前記配送品名記入票 6 8 を発店控票として使用することが可能である。その他の作用及び使用方法は第 1 実施例と同様であるからその説明は省略する。

20

【 0 0 2 2 】

次に、非設置部の配置パターンに関する第 3 実施例を図 1 0 に基づいて説明する。切り用ミシン目 9 1 を介して接続された配送票 9 0 は、貼付票 9 2 と、配達票兼受領票 9 4 と、配送品名記入票 9 5 とを備え、前記配達票兼受領票 9 4 の裏面である貼着シート 9 6 との接着面には、通常の印刷インキをベタ印刷して形成した接着剤遮蔽層 9 7 が設けられている。

【 0 0 2 3 】

そして、切り用ミシン目 9 8 と直交する前記配達票兼受領票 9 4 の二辺に沿って、所定間隔において並ぶベタ印刷を施さない四角形状の非設置部 9 9 a , 9 9 b を設けている。これら対向して位置する非設置部 9 9 a , 9 9 b 同士は、幅方向にずれて配置され、図では必ずしも明確ではないが、印字時の移送方向である天地方向には、部分的にも重ならないように位置している。なお、図中 1 0 0 は剥離紙である。

30

【 0 0 2 4 】

このように、対向して位置する非設置部 9 9 a , 9 9 b 同士を、幅方向にずらして配置したので、万一、剥離開始端側、例えば切り用ミシン目 9 8 端側が不用意に剥離した場合でも、これら非設置部 9 9 a , 9 9 b によってその剥離が阻止されるとともに、幅方向に同じ長さ剥離することがないので剥離部分にパタつきが生じないという利点がある。その他の構成、作用及び使用方法は第 1 実施例と同様であるからその説明は省略する。

【 0 0 2 5 】

なお、本発明は上述した各実施例に限定されるものではなく、例えば、貼付票 3 , 6 3 , 9 2、配達票兼受領票 4 , 6 4 , 9 4、配送品名記入票 8 , 6 8 , 9 5、発店控票 5 は、同一紙片にスリット 6 , 7、あるいは切り用ミシン目 9 , 6 7 , 9 8 を設けて区画形成したが、これを別体の紙片を並設して構成してもよい。また、接着剤 1 0 の接着力は、通常の剥離困難な接着力に設定するほか、接着力を通常よりも弱めて設定してもよいものである。さらに、配達票兼受領票 4 , 6 4 と、発店控票 5 には、剥離開始部分にスリット 1 4 , 1 5 による指を掛ける切り取り部分を設けるほか、三角形状に切り欠いた切り欠きコーナー部を形成してもよい。またさらに、接着剤遮蔽層 2 9 , 3 0 , 3 3 , 9 7 は、着色剤を含まない印刷インキを用いてもよく、また、ベタ印刷ではなくスクリーン印刷で形成してもよい。

40

【 0 0 2 6 】

50

また、接着剤遮蔽層 29, 30 の非設置部は、剥離開始端である各切り用ミシン目 9 側を除いた三周縁に沿って所定間隔をおいて並ぶ四角形状の非設置部 31, 32 によるほか、接着剤遮蔽層 97 の非設置部 99a, 99b のように二周縁に配置してもよく、さらにはこれら非設置部 31, 32, 99a, 99b を全周縁に沿って所定間隔に配置したり、縞状や点状に全面的に設けてもよいもので、少なくとも周縁部の一部に設けられていればよい。そして、配達票兼受領票 4, 64, 94 あるいは発店控票 5 の円滑な剥離動作を行うためには、これら非設置部 31, 32, 99a, 99b を設けなくてもよく、特に、剥離開始端の少なくともコーナー部には設けないことが望ましい。さらにまた、控票は発店控票 5 に限定されないことはいうまでもない。

【0027】

【発明の効果】

以上説明したところで明らかなように、本発明によれば、貼付票と、配達票兼受領票と、配送品名記入票とを、貼着シートの表面に接着したので、これら各票の表面に設けた配送情報記入部及び配送品名記入部に対して、ノンインパクトプリンタを使用して同時に印字することができ、また、各票の印字内容はすべて表出するので、印字内容の確認が容易であるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【図1】第1実施例の配達票を示す平面図。

【図2】図1のA-A線断面図。

【図3】図1のB-B線断面図。

【図4】同実施例の所定事項を記入した配達票を示す平面図。

【図5】同実施例の貼付票、配達票兼受領票、発店控票の組を配送品の包装箱に貼着した状態を示す斜視図。

【図6】同実施例の配達票兼受領票の裏面を示す平面図。

【図7】同実施例の図5に示す貼付票、配達票兼受領票、発店控票の組から配達票兼受領票及び発店控票を剥離した状態を示す平面図。

【図8】第2実施例の配達票を示す平面図。

【図9】図8のC-C線断面図。

【図10】第3実施例の配達票を示す一部を破断した背面図。

【符号の説明】

1, 61, 90	配達票
2, 62, 96	貼着シート
3, 63, 92	貼付票
4, 64, 94	配達票兼受領票
5	発店控票
6, 7	スリット
8, 68, 95	配送品名記入票
9, 67, 91, 98	切り用ミシン目
10	接着剤
11, 65	粘着剤
12, 66, 100	剥離紙
14, 15	スリット
16, 21, 24, 27	届先記入欄
17, 25, 69	受付年月日記入欄
18, 20, 26, 70	伝票番号記入欄
22	受領年月日記入欄
23	受領印捺印欄
28	配送品名記入欄
29, 30, 33, 97	接着剤遮蔽層
31, 32, 99a, 99b	非接着部

10

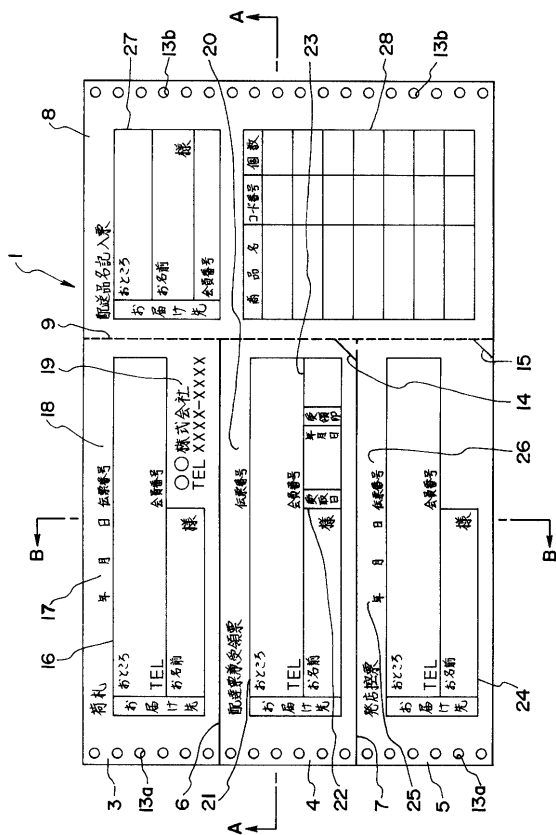
20

30

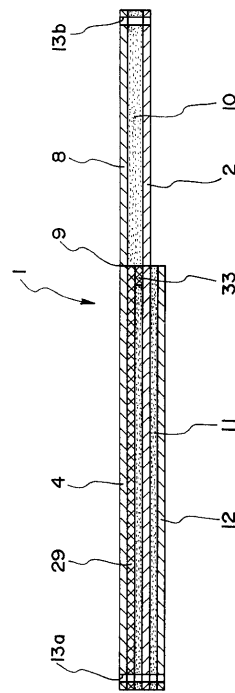
40

50

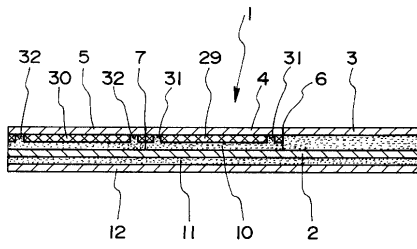
【 図 1 】



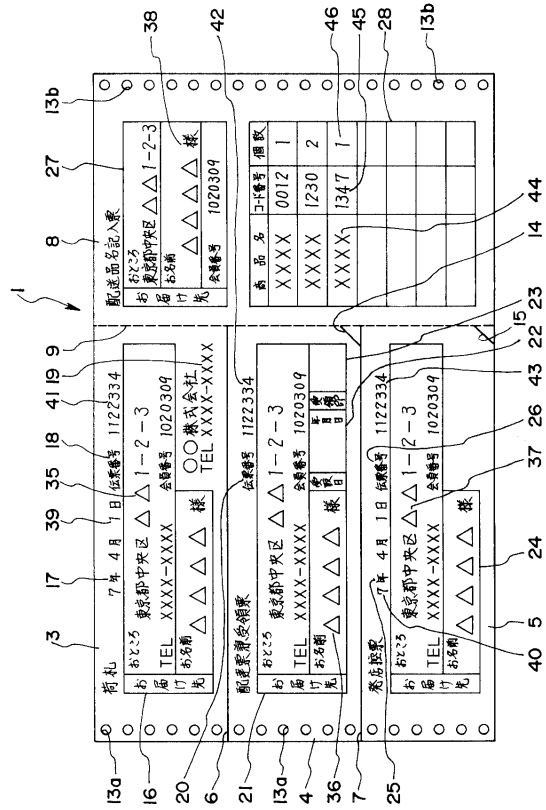
【 図 2 】



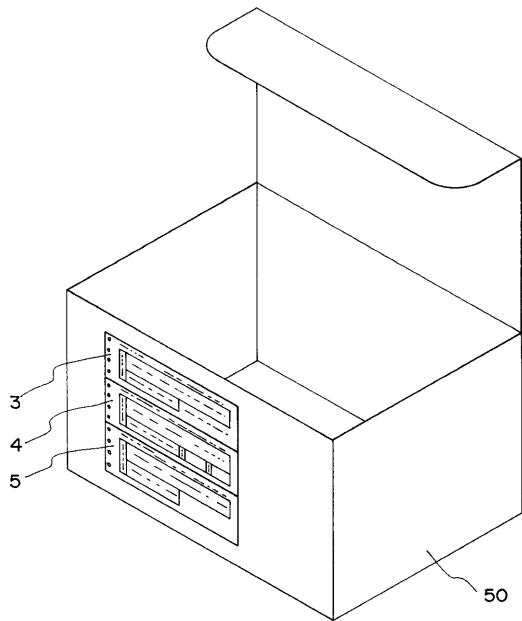
【 図 3 】



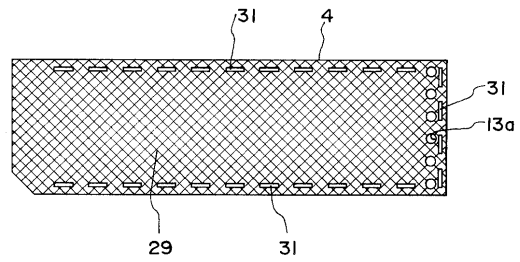
【 図 4 】



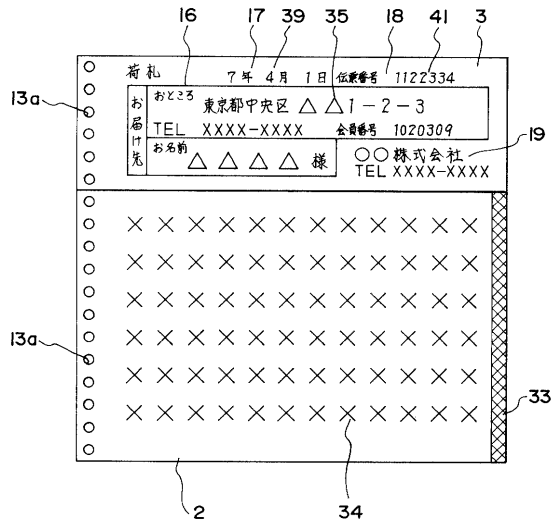
【 図 5 】



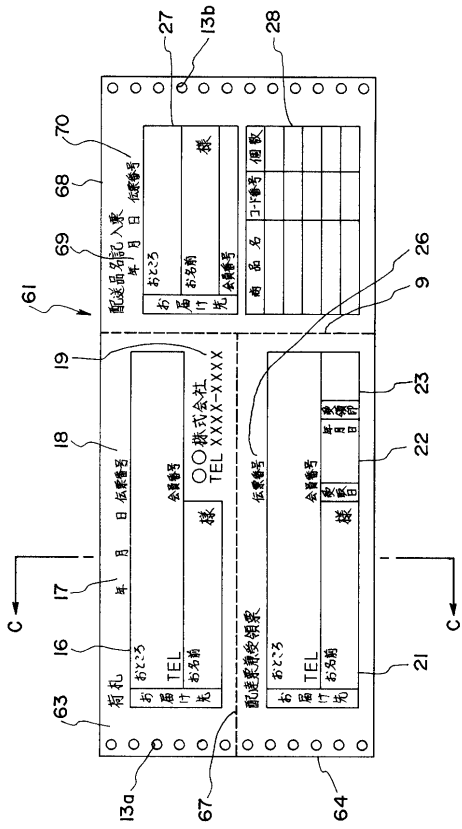
【 図 6 】



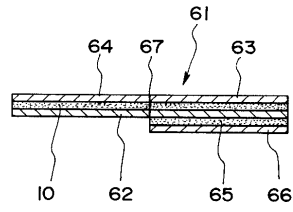
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



【 図 10 】

